

蔵王町観光協会足湯設備の貸出規程

- 1 蔵王町観光協会（以下「協会」という。）が所有する足湯の設備を借用しようとするものは、事前に「足湯借用申請書」を提出して観光協会長の許可を受けること。
- 2 貸し出しは有料とし、借受者が協会会員であるか協会会員外であるかの区分により、次のとおり貸出日数に応じた使用料を納付しなければならない。
 - (1) 協会会員 5,000 円／日
 - (2) 協会会員外 7,000 円／日
- 3 貸出日数の上限は 7 日間とする。
- 4 使用料は、足湯設備借り受けの際、又はそれ以前に蔵王町観光案内所に納付すること。
- 5 足湯設置に際しては、事前に管轄保健所に対し温泉法第 15 条第 1 項の規定による「温泉利用許可申請」を行い、許可を受けること。
- 6 足湯設備の搬入・搬出は借受者が行うこと。なお、足湯設備には、貯湯タンクは含まれないので、必要に応じて借受者が準備すること。
- 7 足湯設備は、蔵王町役場東隣の「東庁舎」大ホール内に保管しているので、そこから搬入するとともに、返却の際は事前に協会事務局に連絡のうえ、必ず設備の状態確認を受けること。
- 8 借受者のイベント等において足湯の設備を毀損（きそん）した場合は、借受者の責任において修繕又は弁償すること。

○足湯設備貸出規程の施行日 平成 20 年 4 月 3 日